

主 な 改 正 事 項

改正後条項号	改正前条項号	改 正 事 項 の 概 要
第2編 9-1-8	第2編 9-1-8	通信販売酒類小売業免許に関する取扱いについて見直しを行い、 所要の整備を行った。
9-1-10	9-1-10	} 所要の整備を行った。
28-1-2	28-1-2	
31-1-20	31-1-20	
附則（平成29年法律 第4号関係） 39-6	附則（平成29年法 律第4号関係） 39-6	手持品課税等における戻入れ等酒類の取扱いについて見直しを行 い、所要の整備を行った。
第7編 8-1	第7編 8-1	} 所要の整備を行った。
8-2	8-2	
第8編 第1章 86の5-3	第8編 第1章 86の5-3	酒類の品目の表示以外の表示義務事項の表示の取扱いについて見 直しを行い、所要の整備を行った。
附則（平成29年法律 第4号関係、平成29 年政令第110号関係） 121-2-1 121-2-2	（新設）	税率適用区分等及び発泡性を有する旨の表示に関する「異なる表 示」の承認についての取扱いについて、所要の整備を行った。